

地方税法施行規則の一部を改正する省令案（記載要領）新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。</p> <p>2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。</p> <p>3 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>6 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除戻戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。</p> <p>8 道府県民税の「㉒のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p> <p>9 <u>事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては第6号様式別表5の「合計㉓」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㉗」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㉗」の欄の金額を控除した金額を記載すること。</u></p> <p>10 事業税の「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。</p> <p>11 事業税の「㉙のうち見込納付額㉙」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p> <p>9 <u>事業税の「所得金額総額㉓」の欄は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の「所得金額再差引計㉗」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「所得金額差引計㉗」の欄の金額を記載すること。</u></p> <p>10 同左</p> <p>11 同左</p>

12 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑦」又は「軽減税率不適用法人の金額⑧」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。	12 同左
13 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額⑤」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額③」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。	13 同左
14 地方法人特別税の「⑩のうち見込納付額⑥」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が地方法人特別税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。	14 同左
15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（35））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（44））⑥」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計（44）」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度」の欠損金の損金算入額（9）の欄の金額を加算した金額を記載すること。	15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（37））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（46））」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「仮計（46）」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額（9）」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
16 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。	16 同左
17 還付請求の「中間納付額④」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。	17 同左
18 還付請求の「利子割額⑤」の欄は、法第53条第40項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。	18 同左

改正案	現 行
第6号様式別表1記載要領	第6号様式別表1記載要領
1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。	1 同左
2 ※印の欄は記載しないこと。	2 同左
3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。	3 同左
4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額	4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表1）の「当期分(3)」欄の「当期発生額②」の欄の金額に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等（個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。 また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額

<p>別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第6号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内連結事業年度（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第53条第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第53条第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前7年内連結事業年度（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号</p>

の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第6号様式別表4の2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

4 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第6号様式別表4の2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記</p>

載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号様式別表4の2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

5 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）、とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）、とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の7の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、第6号様式別表3又は別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）、以下この記載要領において同じ。）、とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後</p>

	<p>の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>② 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>① 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>② 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第6号様式別表3又は別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「②であん分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領におい</p>

て同じ。)が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(3) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人若しくは被現物出資法人(法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)又は被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。))をいう。))若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の「国外所得の金額⑨」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額③」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「 ③ 又は $\text{①} \times \text{②}$ 」をまっ消し、適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割)をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。

5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。

7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「 ⑦ 又は $\text{⑤} \times \text{⑥}$ 」をまっ消し、適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「⑤又は」をまっ消すること。

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の3記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表4に併せて提出すること。 2. 「当該法人の控除余裕額①」の欄に記載に当たっては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該法人を分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。 3. 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。 4. 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄に記載に当たっては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。 5. 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の4記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。 2. 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄に記載に当たっては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

	<p>の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) <u>平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</u></p> <p>(3) <u>当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</u></p> <p>3. 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4. 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1. <u>この明細書は、政令第9条の7第25項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3に併せて提出すること。</u></p> <p>2. <u>「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</u></p> <p>(1) <u>平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立</u></p>

	<p>(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3. 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の6記載要領</p> <p>1. この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2. 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人(法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)又は被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。))をいう。)若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3. 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4. 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。)若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。</p>

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の2の7記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式別表3の2に併せて提出すること。</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額⑨」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額③」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
	<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「その他4」の欄には、法第23条第1項第14号に掲げる利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載すること。</p> <p>4 公社債利子等の控除対象利子割額を政令第9条の8第3項に規定する方法により計算した場合におけるその控除対象利子割額の都道府県別の内訳は、その控除対象利子割額を銘柄ごとに、各都道府県において課された利子割額によりあん分した額とすること。</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の7第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「<u>所得金額（法人税の明細書（別表4）の（35））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（44））①</u>」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の2付表）の「<u>仮計（44）</u>」の欄の金額に、<u>同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額⑨</u>」の欄の金額を加算した金額を記載すること。</p> <p>4 「<u>外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩</u>」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。</p> <p>5 「<u>外国の事業に帰属する所得</u>」又は「<u>非課税等所得</u>」のある法人にあっては、外国の事業に帰属する所得の計算又は非課税等所得の計算に関する明細書を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表5記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の23第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とをあわせて行う法人、法人税法第62条第2項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、<u>同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人、同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人</u></p> <p>が課税標準となる所得の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 「<u>外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩</u>」の欄は、法第72条の24前段に規定する区分計算の方法によって事業税に係る所得計算をする法人が外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額を記載すること。</p> <p>4 同左</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 「<u>単年度損益（第6号様式70又は別表522⑤）</u>」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式70</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70-別表1012）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1012）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式70</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70-別表1025）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1025）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式70</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70-別表1112）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1112）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>第6号様式70</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70-別表1112）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1112）</u>」として計算した金額を記載すること。</p> <p>また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の（34））又は法人税の明細書（別表4の2付表の（43））の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載し、第6号様式別表5の26から30までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 「<u>単年度損益（第6号様式70+同様式71）又は別表522⑤</u>」の欄は、法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>（第6号様式70+同様式71）</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70+同様式71-別表1112）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1112）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>（第6号様式70+同様式71）</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70+同様式71-別表1124）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1124）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>（第6号様式70+同様式71）</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70+同様式71-別表1136）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1136）</u>」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「<u>（第6号様式70+同様式71）</u>」とあるのは「<u>（第6号様式70+同様式71-別表1136）</u>」と、「<u>別表522</u>」とあるのは「<u>（別表522-別表1136）</u>」として計算した金額を記載すること。</p> <p>また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4の（36））又は法人税の明細書（別表4の2付表の（45））の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。</p>

<p>3 「当該事業年度の月数 ㉒」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。</p>	<p>3 同左</p>
--	-------------

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあっては、同欄中「第6号様式㉑」とあるのは「別表5㉒」と読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>4 「所得金額控除限度額②」の欄は、次に掲げる法人以外の法人の平成24年4月1日以後に開始する事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第2項の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度を除く。）にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「80又は」を抹消すること。</p> <p>(1) 次に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）</p> <p>(イ) 普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（同法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）</p> <p>(ロ) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は同条第7号に規定する協同組合等</p> <p>(ハ) 法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等</p> <p>(2) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社</p> <p>(3) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人</p> <p>(4) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人</p> <p>(5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人</p> <p>5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次にすること。</p> <p>(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等㉓」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について法第72条の23第1項又は第3項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項（同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）</p> <p>又は 政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が</p> <p>記載し、第6号様式の申告書に添付すること</p> <p>2 同左</p> <p>3 「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>

6. 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1. 「更生欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替後の法人税法第59条第1項又は平成23年旧法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>2. 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>3. 「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表9③の計）㉘」及び「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表9③の計）㉙」の各欄は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「又は（別表9③の計）」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「（㉗の計）又は」を抹消すること。</p> <p>4. 平成24年4月1日以前に開始した事業年度にあっては、「欠損金額等からしないものとする金額⑬」の欄、「欠損金額等からしないものとする金額⑭」の欄及び「控除未済欠損金額等の調整」の各欄は、記載を要しない。</p> <p>5. 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1) 「⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「又は⑦と⑩のうち少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「⑦と⑧のうち少ない金額又は」を抹消すること。</p> <p>(2) 「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人</p> <p>(3) 「⑱、⑲若しくは⑳のうち最も少ない金額又は⑲、⑳若しくは㉑のうち最も少ない金額⑲」の欄 2(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあっては「又は⑲、⑳若しくは㉑のうち最も少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあっては「⑲、⑳若しくは㉑のうち最も少ない金額又は」を抹消すること。</p> <p>(4) 「⑱、⑲又は㉑のうち最も少ない金額⑲」の欄 2(2)に掲げる法人</p> <p>6. 「調整前の控除未済欠損金額等㉒」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7. 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1. この明細書は、欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項（同法第142条の規定により同法第58条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3. 「青色申告書の提出を ^{やめた} _{取り消された} 事業年度の控除未済の災害損失金」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。</p> <p>4. 「控除未済の災害損失金」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表1.1記載要領</p> <p>1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(2) 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人</p> <p>(3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑪」の欄 1(2)に掲げる法人</p> <p>3 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」及び「④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑪」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。</p> <p>4 平成24年4月1日前に開始した事業年度にあっては、「調整前の欠損金額等の翌期繰越額⑬」の欄、「欠損金額等からないものとする金額⑭」の欄及び「欠損金額等の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要しない。</p> <p>5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表1.1記載要領</p> <p>1 この明細書の1は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>2 この明細書の2は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>3 この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。)第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項若しくは平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>4 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。</p> <p>(1) 「⑦と⑩のうち少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人</p> <p>(2) 「⑦と⑧のうち少ない金額⑪」の欄 1(2)に掲げる法人</p> <p>(3) 「⑧、⑨又は⑪のうち最も少ない金額⑫」の欄 2(1)に掲げる法人</p> <p>(4) 「⑧、⑨又は⑪のうち最も少ない金額⑫」の欄 2(2)に掲げる法人</p> <p>(5) 「適用年度終了の時における資本金等の額⑬」の欄 平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人</p> <p>(6) 「⑩の金額を控除した後の所得⑭」及び「⑬、⑭又は⑭のうち最も少ない金額⑮」の欄 3(1)に掲げる法人</p> <p>(7) 「⑩の金額を控除する前の所得⑮」及び「⑬、⑭-⑮又は⑮のうち最も少ない金額⑯」の欄 3(2)に掲げる法人</p> <p>5 「⑬、⑭又は⑮のうち最も少ない金額⑯」及び「⑬、⑭-⑮又は⑯のうち最も少ない金額⑯」の欄は、法人が法人税法第59条第3項又は平成23年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「⑬、」を抹消すること。</p> <p>6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>
改 正 案	現 行
第6号様式別表1.2記載要領	第6号様式別表1.2記載要領

1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで又は

第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9 _____ に併せて提出すること。

2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載すること。

4 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項 _____ に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合 _____

_____ に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項 _____ に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第4項 _____ に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合 _____ に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額 _____

_____ については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

5 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第8項において準

1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第2項、第3項若しくは第5項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表9 又は別表10 _____ に併せて提出すること。

2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度において、
「別表9の
第6号様式別表9に記載した欠損金額等である場合は _____ に、第6号様式別表10
欠損金額」
「別表10の
に記載した災害損失金である場合は _____ に○印を付すること。
損 失 金」

3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載すること。

4 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9 又は別表10の写しを添付し、平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等のこれらの規定に規定する適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9 又は別表10の写しを添付すること

5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第4項 _____ に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第3項 _____ に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項 _____ に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における同条第2項に規定する未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

6 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細」の各欄及び「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄中「支配関係がある法人」とあるのは「特定資本関係を有する法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載すること。

7 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第8項において準

<p>用する場合を含む。) _____</p> <p>_____に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p> <p><u>6 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</u></p>	<p>用する場合を含む。) <u>又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令第112条第8項第1号(同条第10項において準用する場合を含む。)</u>に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表13記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。</p> <p>2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。</p> <p>3 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</p>	<p>第6号様式別表13記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は法人税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第51号)による改正前の法人税法施行令(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法施行令」という。)第113条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。</p> <p>2 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付し、対象法人が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</p> <p>3 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度において、 「別表9の 第6号様式別表9に記載した欠損金額等である場合は _____ に、第6号様式別表10 欠損金額」 「別表10の に記載した災害損失金である場合は _____ に○印を付すること。 損 失 金」</p> <p>4 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」として記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号</p>	

の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額(法人税の明細書(別表6(2))の(17)又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の(9))に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額

を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

—

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

—

(4) 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改 正 案

現 行

第7号の2様式別表1記載要領

1. この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。
2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
3. この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。
4. 「国税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。
5. 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物

出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

6. 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式別表2記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。 2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。 3. 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 	

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式別表3記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。 2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。 3. 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出 	

資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次のこと。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。

8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国</p>	

税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式別表5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(ロ) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた</p>	

場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

改 正 案	現 行
<p>第7号の2様式別表6記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 （その1）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 （その2）の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑥」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p>	

改 正 案	現 行
<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「その他4」の欄には、法第23条第1項第14号に掲げる利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載すること。</p> <p>4 公社債利子等の控除対象利子割額を政令第9条の8第3項に規定する方法により計算</p>	

した場合におけるその控除対象利子割額の都道府県別の内訳は、その控除対象利子割額を銘柄ごとに、各都道府県において課された利子割額により按分した額とすること。

改 正 案	現 行
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の道府県民税又は事業税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項、第53条の2、第72条の33の2又は第72条の48の2第4項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割又は各事業年度の所得に対する事業税の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人が分割基準の誤りによる更正の請求をする場合には、主たる事務所又は事業所（外国の法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事にあらかじめ第10号の2様式により修正後の分割基準の明細を届け出たことを証する文書を添付すること。</p> <p>4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。</p> <p>5 道府県民税の「税額等」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。</p> <p>6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>7 「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。</p> <p>8 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の2又は第72条の33の2第2項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>9 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人及び「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である法人が記載すること。</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p>

改 正 案	現 行
<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。</p> <p>4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。</p> <p>7 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。</p>	<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額_____を記載すること。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p>

改 正 案	現 行
	<p>第12号様式記載要領</p> <p><u>1 この届出書は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(4)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(3)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が使用すること。</u></p> <p><u>(1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）</u></p> <p><u>(2) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があった場合</u></p> <p><u>(3) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合</u></p> <p><u>(4) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。）</u></p>

	<p>(5) <u>連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた場合</u></p> <p>2. この届出書は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に2通を提出すること。</p> <p>(1) 1(1)の場合 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内</p> <p>(2) 1(2)の場合 当該取消し又は変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内</p> <p>(3) 1(3)の場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内</p> <p>(4) 1(4)の場合 当該申告書の提出期限の延長の処分があった日から7日以内</p> <p>(5) 1(5)の場合 当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内</p> <p>「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」の欄は、1(5)の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。</p> <p>4 様式中 「事業年度分 法人税の確定申告書」から「連結事業年度分 法人税の連結確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消すること。</p> <p>5 様式中五段書きとなっている箇所については、届出の内容によって不要文字をまっ消すること。ただし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が増えられた」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が増えられた」と、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と、1(4)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字をまっ消すること。</p> <p>6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。</p> <p>(1) 1(2)及び(4)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(2) 1(3)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人</p> <p>(3) 1(5)の場合 当該処分を受けた法人</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1 法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。</p> <p>2 この申請書は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあっては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道府県知事に2通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる</p>

ある場合にあつては、当該法人)の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得(法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

8. 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人
- (3) 5の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(連結子法人に限る。)

改正案	現行
<p>第14号様式記載要領</p> <p>1. 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出すること。</p> <p>(1) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内</p> <p>(2) 法人税法第75条の2第5項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内</p> <p>「事業年度」</p> <p>2. 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 分 確定申告書 から法人税の となっている箇所については、届出の内容によつ 分 連結確定申告書 て不要文字を抹消すること。</p> <p>3. 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 「その延長の処 分が取り消された 分 となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消 けることをやめた」 すること。ただし、1(1)の場合において連結子法人が記載するときは、「その延長の処 分が取り消された」とあるのは「連結親法人のその延長の処分が取り消された」と、1 (2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を受けることをやめた」と あるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文字を抹消 すること。</p> <p>4. 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、法第72条の25 第3項又は第5項(これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。 以下この記載要領において同じ。)の規定(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)に より申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとする ときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事(2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出する こと。</p>	<p>第14号様式記載要領</p> <p>1. この届出書は、法第72条の25第3項又は第5項(これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定(地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。)により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに使用すること。</p> <p>「法第72条の25第3項 2. 様式中 となっている箇所については、届出の内容によって不 法第72条の25第5項」 要文字をまつ消すること。</p> <p>3. 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限を延長されている法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)がその適用を受けることをやめようとするときに記載すること。</p>

- 「法第72条の25
法第72条の25」
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中
第3項 となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。
第5項」
- 6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。
- (1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (3) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 この計算書は、連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 ※印の欄は記載しないこと。</p> <p>3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表）の「当期分(45)」の欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p>	<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>4 「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表5の2(2)付表1）の「当期分(3)」の欄の「当期発生額②」の欄の金額に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(14)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額（租税特別措置法第68条の9第11項及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）の個別帰属額がある場合には、当該合計額から当該個別帰属額を控除した金額とする。）を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属リース特別控除取戻税額等（個別帰属リース特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。</p> <p>また、連結申告法人以外の法人にあつては、法人税の申告書（別表1(1)から別表1(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額とし、租税特別措置法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該「法人税額計」の欄の金額から当該加算された金額を控除した金額とする。）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、連結納税の承認の取消しによる取戻税額（同法第42条の4第11項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。）及び第42条の11第5項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額は含まないものとする。）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。</p> <p>5 同左</p> <p>6 同左</p>

7 「当期に発生した控除対象個別帰属税額⑨」の欄は、零を超える場合に記載すること。	7 同左
---	------

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前日9年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の25.5（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日以前に開始したものである場合は、100分の30）を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日以前に開始したものである場合は、100分の23）を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内事業年度（同項に規定する前9年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の30 _____ を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の23 _____ を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前日9年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前9年内連結事業年度（同項に規定する前9年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定</p>	<p>第20号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の前日7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内連結事業年度（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定</p>

<p>する控除未済個別帰属税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>する控除未済個別帰属税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前<u>9年</u>以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前<u>9年</u>以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前<u>9年</u>以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の<u>前9年内事業年度</u>（同項に規定する<u>前9年内事業年度</u>をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の<u>前9年内連結事業年度</u>（同項に規定する<u>前9年内連結事業年度</u>をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第20号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前<u>7年</u>以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前<u>7年</u>以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前<u>7年</u>以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 同左</p> <p>3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の<u>前7年内事業年度</u>（同項に規定する<u>前7年内事業年度</u>をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の<u>前7年内連結事業年度</u>（同項に規定する<u>前7年内連結事業年度</u>をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、<u>国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。</u></p> <p>また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号様式別表4の2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号</p>	<p>第20号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、<u>国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。</u></p> <p>また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号様式別表4の2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号</p>

	<p>の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。)</p> <p>が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)若しくは現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。))とする適格分割等(適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1 この明細書は、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等(合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。))、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。))若しくは被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。))又は被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))若しくは現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割等(適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>

	<p>5. 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4の2記載要領</p> <p>1. この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号様式別表3（都民税に係る場合にあつては第6号様式別表3の2）に併せて提出すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3. 「②であん分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4の2の2記載要領</p> <p>1. この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2. 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の</p>

	<p>2に規定する被事後設立法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)</p> <p>とする適格分割等(適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。))をいう。))若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領において同じ。))の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは適格現物出資又は適格事後設立を行った場合には「①又は」をまっ消すること。</p> <p>5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2)の2)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」をまっ消し、適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立を行った場合には「⑤又は」をまっ消すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出すること。</p> <p>2 「当該法人の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格分割型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度</p>

	<p>又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額⑨」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額③」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する</p>

	<p>法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまつ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立を行った場合には「①又は」をまつ消すこと。</p>
--	--

改 正 案	現 行
	<p>第20号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出すること。</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式記載要領</p> <p>1. この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3. 「国税の控除限度額④」の欄は、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。</p> <p>(1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額</p> <p>(2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額</p> <p>(3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額</p> <p>4. 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5. 「控除未済外国税額⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。</p>	

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式別表1記載要領</p> <p>1. この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p>	

<p>3. この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。</p> <p>4. 「国税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。</p> <p>5. 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額①」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6. 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式別表2記載要領</p> <p>1. この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書（都民税に係る場合にあつては第7号の2様式（その2）の明細書）に添付すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3. 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業員数の「合計③」の欄の総従業員数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業員の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業員数②」の欄の各市町村ごとの従業員の数に乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。</p>	

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式別表3記載要領</p> <p>1. この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。</p> <p>2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3. 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4. 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5. 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。</p> <p>6. 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7. 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。</p> <p>8. 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。</p>	
改 正 案	現 行
第20号の4様式別表4記載要領	

1. この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。
2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
3. 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
4. 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
5. 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
6. 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式別表5記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。 2. 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。 3. 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑥」の欄の金額を記載すること。 (2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑥」の欄の金額を記載すること。 4. 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。 5. 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場 	

合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

改 正 案	現 行
<p>第20号の4様式別表6記載要領</p> <p>1 この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。</p> <p>2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。</p> <p>3 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑥」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p>	